


国土強靱化地域計画策定・改訂ガイドラインの概要

令和4年7月

内閣官房国土強靱化推進室



「国土強靱化地域計画策定・改訂ガイドライン」の作成について

【ガイドライン作成の趣旨】

- ・ 国土強靱化地域計画の**策定**を支援するため、平成26年に「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を作成。以後、毎年内容の追記・充実を行い、全国の都道府県、市区町村に情報提供。
- ・ これまでに、**ほぼ全ての地方自治体(全都道府県及び約97%の市区町村)**で地域計画の策定が完了。
- ・ 強靱化のさらなる推進のために地域計画の**見直し・改訂**を行う自治体に向けて、従来のガイドラインを見直し、本懇談会でいただいたご意見も踏まえ、**地域計画の内容充実、実効性向上にあたって重要となるポイント**にかかる記載を充実させた「**国土強靱化地域計画策定・改訂ガイドライン**」を作成。

【ガイドラインのポイント】

- 現在の地域計画の自己評価、見直しの必要性の判断を行いやすくするため、**ガイドライン冒頭に、地域計画の実効性向上にあたって特に留意すべき事項を「チェックリスト」として列挙。**(本文p.2~4)
- 主な新規・追記事項
 - (1) 検討内容や取組に関わる事項
 - a) **脆弱性評価の具体化** 講ずべき対策を的確に定めるため、発生するおそれのある災害及びそれにより生じる被害を具体的・即地的に定めることが重要。(チェック項目②, 本文p.32)
 - b) **対策の具体化** 目指すべき将来の姿とともに、短期的・中期的な目標を明確にし、そのために「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」しなければならないかを明確にすることが重要。(チェック項目④, 本文p.40)
 - c) **普及啓発の推進** 住民・企業等が強靱化の必要性を自分事と認識するための啓発が重要。(本文p.66)
 - (2) 検討・推進体制に関わる事項
 - a) **検討体制の構築** 総合計画と同様の全庁的な体制構築が不可欠。災害の甚大さ、広域性を踏まえ、国・都道府県や隣接市町村との連携体制が重要。(チェック項目⑤⑦, 本文p.7,16)
 - b) **住民・企業等との連携・協働** 強靱化を進める上で不可欠な住民・企業等の主体的な取組を促進するため、意見交換を十分に行い、地域計画に反映させることが重要。(チェック項目⑥, 本文p.11)

<参考> 主な新規・追記事項にかかる記載内容(1)

(1) a) 脆弱性評価の具体化

- リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を具体的に定めることは、それを回避するために「誰が」「どのような対策」を講じていく必要があるかや、講ずべき対策の優先順位を定める上で極めて重要です。そのため、各種ハザードマップ等も参考に、可能な限り「どこ(地域、構造物等)で」「どのような被害・事態が生じるのか」を具体的に記載するようにして下さい。

(1) b) 対策の具体化

- 総合的な視点に立って計画的に強靱化の取組を進めていくにあたっては、「目指すべき将来の地域の姿」の実現に必要な事業等を列挙し、それぞれの事業に要する事業費、事業期間等をできる限り具体的に把握する必要があり、これにより、個々の事業に優先順位を付け、「いつ実施するか」という計画を立てることも可能となります。
- 住民・企業等との地域計画の議論・検討においても、個別具体の事業名、内容等を列挙し、「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」行い、何年後に強靱化がどこまで進むのかを、図面等も用いて明確にしながらかを進めることは大変重要であり、これにより、住民・企業等が主体的な役割を担うソフト施策についても、総花的なものではなく、具体的にどの取組に力点を置いていかなければならないかが明らかとなってきます。

(1) c) 普及啓発の推進

- 強靱化の取組には、住民・企業などの主体的な参画が不可欠であり、そのためには、住民一人ひとりが強靱化の必要性を認識し、自分事として捉えられるようにすることが何より重要です。
- 強靱化として取り組んでいる内容や、それらの取組が効果を発揮した事例を定期的・継続的に情報発信することが有効であり、特に、強靱化の施策が効果を発揮した事例に関しては、災害発生後等の住民の関心が高い時機を逃さずに行うことが重要です。

<参考> 主な新規・追記事項にかかる記載内容(2)

(2) a) 検討体制の構築

- 地域計画は、「地域の強靱化」という幅広い分野に及ぶ施策にかかる最上位計画であることから、自治体の運営にあたっての総合的な指針として策定されている「総合計画」と一体的に検討・推進するのが、地域計画に位置づけて取り組む各施策の実効性を高める上でも、また作業の効率化の観点からも有効です。この場合には、庁内の総合調整・とりまとめについても、総合計画を担当している企画部局が一元的に担うことが効率的・効果的と考えられます。
- 強靱化の取組において検討対象とする「起きてはならない最悪の事態」を発生させる災害は被害が広域的に及ぶものが多いことから、このような災害に対しては、それぞれの市町村のみではなく、都道府県や隣接する市町村と緊密に連携を図りながら検討し、対策を講じていく必要があります。
- 広域的に被害を及ぼす災害に対して一体的に備えることの有効性・重要性や、職員数が限られる自治体の負担を軽減する観点から、近接する複数の市町村が合同で地域計画を策定する、あるいはリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の検討等の一部作業を共同で行うことも有効です。

(2) b) 住民・企業等との連携・協働

- 住民に地域計画の検討に参画いただくことは、行政が幅広く地域の課題等を把握し、強靱化の取組の検討に活かしていくためだけでなく、自然災害にかかるリスクを住民が「自分事」として認識し、その上で住民一人ひとりが、さらには地域で協力して取り組んでいただく取組の実効性を持たせるためにも極めて重要です。
- 企業自らの強靱化はサプライチェーンに関連する周辺企業の強靱化にも直結し、さらには地域を守る担い手としての役割も期待できることから、地域の強靱化にとって企業の取組は重要です。
- 住民や企業の主体的な参画を得るためには、計画検討の初期段階から十分な意見交換等を行い、行政が「公助」として実施できることを理解、住民等に期待される役割を認識してもらいながら、連携、協働して計画の策定、推進に取り組む必要があります。